

坂出市の空家等対策の取組状況について

1. パンフレットの作成・送付（平成 29 年度～）について

毎年度、内容の全面的な見直しを行いながら、各年度 27,000 部（うち、25,000 部は固定資産税納税通知書に同封し、送付）作成の上、配布しています。

令和 3 年度は、空家等管理事業の利用を促す内容とする予定です。

※別紙パンフレット（令和 2 年度）参照

2. 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除）について

この特例措置は、空き家となった被相続人の住まい（S56.5.31 以前に建築された家屋に限る。）を相続した相続人が、耐震リフォームまたは取壊しをした後にその家屋または敷地を譲渡した場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から 3,000 万円を特別控除するものです。

【平成 31 年度税制改正】

- ・特例の適用期限が**令和 5 年（2023 年）12 月 31 日まで延長**
- ・被相続人が相続開始直前に老人ホーム等に入所していた場合にも、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降の譲渡を対象に、一定要件を満たせば適用対象

【坂出市の「被相続人居住用家屋等確認書」の申請状況】

年 度	件数	※県内の件数
H29	0	15
H30	0	35
R1	2	—
R2（R3.1 月末現在）	0	—

3. 空家等に係る相談対応について

（単位：件）

相 談 内 容	H30	R1	R2
老朽危険空き家除却支援事業補助金について	69	57	74
空家適正管理の依頼（苦情）	26	88	52
空家の適正管理について（本人からの相談）	10	24	26
空き家バンク、移住促進・空き家改修等補助金（利活用）	9	29	29
空家等管理事業者登録・紹介制度	—	—	7
相談窓口（司法書士会）の案内	0	1	5
相談窓口（宅建協会）の案内（管理・解体・売買）	6	3	8
その他	1	1	2
合 計	121	203	203

※令和 2 年度の件数は、令和 3 年 1 月 31 日現在

4. 空家等管理事業者登録・紹介制度（令和2年度～）について

所有者等による空家等の適正な管理を促進するとともに、市民の生活環境の保全を図るため、空家等管理業事業者の情報を登録し、その情報を空家等の所有者等に紹介しています。**5事業者を登録し、紹介**しています。

※別紙「坂出市空家等管理事業者登録名簿」参照

5. 老朽危険空き家除却支援事業補助金制度（平成29年度～）について

老朽化して倒壊等のおそれのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、市内にある老朽危険空き家の除却を行う所有者やその法定相続人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。**4か年で62件が除却**されました。

【申請・交付の状況】

（単位：件）

年度	H29	H30	R1			R2		
			合計	前期	後期	合計	前期	後期
事前申込み	17	38	27	18	9	27	26	1
補助対象外	3	12	15	9	6	16	16	0
交付申請	14	26	12	9	3	11	10	1
交付決定	14	26	12	9	3	11	10	1
中止	0	0	1	1	0	0	0	0
除却・補助金交付	14	26	11	8	3	11	10	1

6. 緊急安全措置（条例第12条）の実施について

坂出市空家等対策の推進に関する条例第12条の規定に基づき、道路等の通行人等への危害を予防し、回避するため、緊急の必要があると判断し、必要最小限度の措置（緊急安全措置）を実施しています。

- ・平成30年度・令和元年度 各1件
- ・令和2年度 0件（令和3年1月31日現在）

7. 令和3年度の取組について

○空家等実態調査

平成28年度に行った前回調査から4年が経過することから、本市の空家等の状況を的確に把握するため、改めて実態調査を行います。

○空家等対策計画の中間見直し

これまでの取組や総合窓口で受けた相談・苦情の内容を分析・検証するとともに、法令や国の補助制度の動向、社会情勢の変化、新年度に実施する空家等実態調査の結果等を踏まえ、見直しを行います。